

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年6月3日：ウルトラマン事件第3回

		原告	被告
主張内容		ハヤタ隊員に損害賠償を請求する	ハヤタ隊員は損害賠償をしなくてもよい
今回の前提		戦闘方法が適当ではなく（ほかの戦闘方法が可能であった）、損害賠償ができるとする	
司会者からの質問		被告の1回目の(3)の主張（違法性阻却事由）に対して、どのように反論するか？	
主張内容		<p>違法性阻却事由には正当業務行為、被害者の同意、正当防衛、緊急避難があるが、今回のウルトラマンの行為はそのどれにもあたらない。</p> <p>それぞれの根拠は以下の通りである。</p> <p>1) 正当業務行為 正当業務行為とは、医師が手術をしても傷害罪にならないとか、警察官が銃を持っていても銃刀法違反にあたらないというものである。</p> <p>これが成立するための要件は三つあり、目的が相当であること、目的達成のための行為が相当であること、相手方の同意があることが必要となる。</p> <p>この場合、ウルトラマンが怪獣を倒したこと自体は確かに正当業務行為にあたるが、ビルを壊したことについては、二番目と三番目の点で問題もあり、正当業務行為にはあたらない。</p> <p>また、被告側は「公務だから正当業務行為」と主張したが、これを認めると公務員は職務中何をしても罰を受けないということになる。しかしそれはおかしい。たとえ公務であっても、その行為が他人に不当な損害を与えたときにはその責任を負うべきである。</p> <p>2) 被害者の同意 オーナーはビルを壊されることに同意などしていないので、もちろんこれにはあたらない。</p> <p>3) 正当防衛・緊急避難 今回の場合、ウルトラマンは怪獣を倒そうとして第三者であるオーナーのビルを壊したのだから、緊急避難にあたるという主張がされるだろう。しかし、緊急避難の成立には、ほかに方法がなかったことが必要であり、戦闘方法が適当でなかったという仮定の下では、緊急避難としては認められない。</p>	<p>左の主張に対する反論</p> <p>ウルトラマンがビルを壊した行為について、違法性阻却事由の中の正当業務行為と正当防衛が当てはまると考える。</p> <p>まず、正当業務行為について。 原告側は「公務だからいいとしてしまうと、職務中には何でもしていい」と主張したが、そうではない。職務の時間中というようなことではなく、公務は国に認められて行っている仕事の内容が問題であり、ハヤタが所属している隊は内閣総理大臣の指示に基づいて仕事を行っており、これは正当な公務だといえる。</p> <p>正当防衛について。 原告側は何も主張しなかったが、正当防衛は、誰か第三者が法律に反する行為をしていて、誰かが損害を受けているときにやむを得ずしてしまった行為というのは、責任を問われないということである。</p> <p>この場合、ウルトラマンが不法な行為をしている怪獣によって自分や市民の生命や権利が侵されようとしているまたは犯されているときにその権利を守るためにした怪獣と戦ったことによってやむを得ずビルを壊してしまったので、これは正当防衛が成立する。</p> <p>なぜなら、自分や他人の権利を守るためにした行為は、すべて責任を負わなければならないとすると、何もできない。</p> <p>たとえば目の前で誰かが殺されそうになっているのに何もできないとすると、それは困る。</p> <p>したがって、この場合はウルトラマンの正当業務行為・正当防衛が成立し、損害賠償責任を負わない。</p>
議論		<p>右質問への回答</p> <p>すべてにおいて必要というわけではないが、ビルを壊すことが正当だといえるかどうかに関係する。3つすべてが当てはまらないというわけではない。あった方がいい。</p>	<p>原告側への質問</p> <p>正当業務行為に被害者の承諾は必要か？</p>
千葉先生のアドバ	要件	<p>権利がある、義務がある＝法律効果がある、ということをお願いするために、最低限必要な事情のことを「要件」という。</p> <p>どういう事情（要件）があると、どういう権利・義務があるか、ということが法律に規定されている。</p>	
	正当業	<p>被害者の同意がなくても、どのような場合に、正当業務行為といえるか？</p> <p>被害者の同意がなくてもよい場合・・・</p>	

イス	務行為の要件は？	Ex) 死刑執行人（加害者）が死刑囚（被害者）に死刑執行を行うこと、警官（加害者）が人質をとっている銀行強盗（被害者）に発砲などを行うこと、医者（加害者）が意識不明の急患（被害者）を手術すること、など したがって、正当業務行為は、被害者の同意がなくてもよい。
司会者からの質問	正当防衛についての主張がないのはなぜか？	
司会者の質問への回答・議論	今はウルトラマンと怪獣と戦っていることではなく、ビルに対する被害について議論しているので、戦うということ事態によって生じる正当防衛は、今は議論の対象ではない。	左主張への反論 正当防衛とは、誰かが他人の権利を侵害している（ビルを壊した）ときに、第三者に対して損害をもたらした場合の責任について、違法性を阻却するということであり、この場合に対象としないのはおかしい。
千葉先生のアドバイス	条文があるので、まず条文をみてみよう。 第七百二十条 （1項）他人の不法行為に対し自己又は第三者の権利を防衛する為め已（や）むことを得ずして加害行為を為したる者は損害賠償の責（せめ）に任ぜず。但（ただし）被害者より不法行為を為したる者に対する損害賠償の請求を妨げず。 （2項）前項の規定は他人の物より生じたる急迫の危難を避くる為め其物を毀損したる場合に之（これ）を準用す。	
司会者からの質問	720条で「他人の不法行為」とあるが、ウルトラマンのやった行為がこの条文に該当するか？	
司会者の質問への回答・議論	1項には当たらない。なぜなら怪獣は「他人」には当たらないから。	左の主張に対する反論 怪獣は明らかに人ではないけれど、意思があって侵略に来ているわけであるし、不法行為は明らかにやっている。 この場合、法律には他人と書いてあるが、拡大解釈して怪獣を対象と考えるという視点もありなのではないか？
司会者の質問への回答・議論	右上主張に対する再反論 たとえば、飼い犬は意思を持って他人をかんでも、1項には当たらない。怪獣も犬と同様である。 2項について、怪獣が起こした害をさけるため、怪獣自体に傷を付けたり損害を与えた場合に720条は適用できる。しかし、怪獣自体ではなく、ビルを壊した場合には適用できない。	
千葉先生のアドバイス	被告側の考え得る反論として・・・ 条文にあるからといって、何でも認められるのか？ 犬が襲いかかってきたときに、他人の家の垣根を壊した場合は？	
千葉先生のアドバイス	正当防衛 他人の不正な行為に対し、自己又は他人の権利を防衛するためやむを得ずにする加害行為。 刑法上は、「急迫不正の侵害」に対するもので防衛行為としての相当性を有することを要し、正当防衛に当たれば、犯罪構成要件を満たす事実があっても、違法性が阻却され、罪とならない（三六）。→過剰防衛、→誤想防衛 民法上は、「他人ノ不法行為」に対してされたものであることを要し、正当防衛に当たると認められれば、損害賠償責任を負わない（七二〇）。→緊急避難 同じ言葉ではあるが、法律によって違う意味を表す例＝概念の相対性！	

次回以降の課題

- ・ 正当業務行為についての意見の相違について詰める
- ・ 違法性阻却事由（正当業務行為・正当防衛・緊急避難）というような例外（損害を負わなくてもよい）が認められるのはなぜか？
（原告側は、ちらっと「生きにくい世の中になる」と言ったが・・・）